

様式第 3 号(第 4 条関係)

会議録

■附属機関等の会議の名称

第 1 5 回篠山市原子力災害対策検討委員会

■開催日時

平成 2 8 年 4 月 2 6 日(火) 1 4 時 0 0 から 1 6 時 0 0 分まで

■開催場所

篠山市民センター 2 階 催事場 1 ・ 2

■会議に出席した者の氏名

- (1) 委員 1 1 名
- (2) 執行機関事務局 5 名
- (3) その他 0 名

■傍聴人の数

1 5 名

■議題及び会議の公開・非公開の別

公開

■非公開の理由

なし

■会議資料の名称

資料-1	安定ヨウ素剤配事前配布説明会実施結果表 (速報値)
資料-2	安定ヨウ素剤事前配布説明会における質問
資料-3	篠山市原子力災害対応ガイドブック (素案)
参考資料-1	ヨウ素剤配布の成果と今後の課題
参考資料-2	原子力関係閣僚会議決定を受けて(案)
参考資料-3	衆議院環境委員会速記録 (議事速報)
参考資料-4	安定ヨウ素剤事前配布に係る新聞記事

■会議次第

- 1. 開 会
- 2. 報 告
 - (1) 安定ヨウ素剤事前配布説明会の結果について
- 3. 協 議

- (1) 今後の安定ヨウ素剤配布事業について
- (2) 篠山市原子力災害対策ガイドブックの作成について

4. 閉 会

■会議録

1. 開 会

事務局（課長）	<p>みなさま、大変お忙しい中、第 15 回の篠山市原子力災害対策検討委員会にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>平成 28 年度に入りまして初めての会ということで、我々事務局をさせていただいているメンバーも、野々村部長以下異動なしということで、昨年引き続きこのメンバーで事務局を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>そうしましたら、この後につきましては、委員長のほうから進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>みなさんこんにちは。今日の最初の報告事項に、事前配布説明会の結果ということで、委員のみなさんにいろいろとご指導いただきながら、関係するみなさんに大変お世話になって事前配布を実施させていただきました。結果は後にも言わせていただきますが、1 万人以上の方に受け取っていただいたということで、本当に市民のみなさんの関心の高さと、それに応えることができたのではないかといいふうなことを思っておりまして、改めてみなさんのご理解とご協力に感謝申し上げたいと思っております。なお、今後につきましても、若干経費の問題もございますので、回数等も見直しをしながら、引き続き、まだ受け取っておられない方、あるいは新たに 3 歳、13 歳に到達される方等も含めてですね、医師会、薬剤師会とも相談をしながら、適切な方法で実施していきたいということも含めて、今日の協議事項に上げさせていただいております。それから、懸案事項でございました避難にあたってのガイドブックということで、今日お配りをしております。これは、指示の出し方等も含めて、かなり難しい問題がございまして、大変時間を要してまいりました。今日お示ししておりますのは、市長もまだ十分見ていない、要は事務局としてこのような感じでどうでしょうかというようなことを今日お示ししておりますから、委員のみなさんにそれぞれ十分に内容をご確認いただいて、いろんなご意見を頂戴しながら、篠山市にとっての避難のあり方について今後検討していきたいということで、今日は事務局としての素案ということでお諮りをさせていただいて、まずこの委員会のほうでご意見をいただいたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>

2. 報告

委員長	それでは、2. 報告事項ということで、安定ヨウ素剤事前配布説明会の結果ということで、資料等によって報告をお願いします。
事務局（課長）	<p>はい、それでは失礼します。資料1から説明をさせていただきます。先程委員長からございましたように、自治会並びに消防団等におきましても、積極的に説明会のほうにご参加いただきましてありがとうございます。1月31日から3月26日までの15日間、計30回を開催させていただきました。最終的には、11,508名の方に配布をさせていただきます、市内の人口の26.8%に配布をさせていただいております。その内訳として、3歳以上13歳未満につきましては、対象の66.2%の方に配布をさせていただき、いわゆる成長期といわれる子どもにつきましては、多くの保護者の方に受領をしていただいているところでございます。まだ台帳等の整理もできていない関係上、1丸服用の対象者と2丸服用の対象者という形の仕分けしかできておりませんが、13歳以上の方につきましては、24%の方に配布をさせていただいております。その他、医師の方につきましては、1回あたり2名に出席いただきまして、診療所、ささやま医療センター、医師会にもご協力いただき、述べ60名の方に参加していただいております。また、薬剤師の方につきましても、薬剤師会のご協力を得まして、述べ71名のご参加をいただき、薬の飲みあわせ等について判断をしていただいたところでございます。</p> <p>続きまして、資料2についてですけれども、実際に事前配布説明会を開催させていただいた中で、質問等が出ておりましたものを抜粋させていただきます。少しご報告をさせていただきますと、説明会の会場で質問をされた内容ですけれども、「安定ヨウ素剤を服用すると、眠気は起こるのか」というもの、「服用する飲み物は何がよいか（水、お茶、ジュース等）」また、「安定ヨウ素剤はどのようなタイミングで飲めばよいか（食前、食後等）」、「子どもがヨード過敏症か調べたことがないのでわからない」、「備蓄と事前配布を二重で行うことは無駄ではないのか」、「事前配布に係る費用は、本来電力会社が負担すべきではないのか」というような意見が、説明会の会場に出ております。これについては、医師又は市民安全課のほうでお答えをさせていただいております。その次に、医師、薬剤師、保健師の間診ブースで出た意見でございますけれども、「過去に病気で甲状腺を摘出しているが、ヨウ素剤を飲んでも問題はないか」、「人口透析を受けているが問題はないか」、「うがい薬等で嘔吐したことがあるが問題ないか。発疹、呼吸困難などはその時は無かった」「3歳以上が対象となっているが、3歳</p>

	<p>以上で丸剤が飲めない場合はどうすればよいか」「安定ヨウ素剤は家に保管しておくが、子どもが学校にいる時に事故が起きたらどう対応すればよいか」「造影剤の検査で症状が出たが、服用すべきか」というような意見がありました。主なものですが、以上が説明会の会場並びに医師、薬剤師、保健師の問診ブースで出た意見を抽出させていただいて、ご報告をさせていただきます。</p>
委員長	<p>結果として、お配りしなかった方が 9 名ということでいいんですね。</p>
事務局（課長）	<p>はい、最終的に配布の不適合者は 9 名ということで、アレルギーや過敏症をお持ちの方については、医師の問診において服用不適合として対応させていただいております。</p>
委員長	<p>はい。</p>
事務局（課長）	<p>そうしましたら、事前配布説明会の結果に伴う部分として、1 月 31 日に第 1 回目の配布をさせていただいた時に、毎日放送のクルーが取材に来られて、当日の配布会場並びに安定ヨウ素剤服用の有用性、課題等ということで、ちちんぷいぷいという番組の中の H ジャーナルという特集のコーナーで、15 分程の特集を組んでいただいておりますので、その分を観ていただければと思います。</p>
	<p>(DVD 上映)</p>
事務局（課長）	<p>はい、事前配布に伴う取材と、それぞれの課題等の特集という形で、委員の皆様には、放送日等も確定していなかったこともあって、事前にお知らせはできていませんでしたので、この機会に、こういう形で取り上げていただいたということをご紹介させていただきました。</p>
委員長	<p>はい。そうしましたら、何点か報告させていただきましたが、ここまでで何かご意見ご質問等ございますか。</p>
A 委員	<p>参考資料でこれに関係するものを持ってきました。参考資料 1 ですが、僕は 1 月 31 日の当日と、3 月 10 日の配布の時に参加させていただいて、それでちょっと思ったことですね。1.ヨウ素材配布について良かった点ということで、事前に入念な計画をもって行ったため、とても効率的に行うことができたということで、これは特に評価されていませんでしたが、26%って結構高いですね。この数字を出すときにはそれに対してどう思っているのかを出したほうがいいと思うんですけども。市が行ったからといって全員が来てくれることってないので、だいたいどこの会場でも、僕が行った 2 回でも満杯の状態でしたし、市が予想してこれぐらい来るだろうということの関係で言うと、けっこうたくさん来ていただいて、特に小さいお子さんが 6 割は来ていただいたということは、非常に効果として高かったんじゃないかというふうに思いました。あとはですね、これは篠山</p>

市が意図したわけでもなんでもありませんけど、高浜原発の稼働が強行されて、トラブルが起こって。最初に一次冷却水漏れが2月22日にわかって、それが話題になって、そして26日に再稼働を強行して、29日に自動停止しちゃったんですね。やっぱり危ないじゃないかというふうな雰囲気は社会的にもある中で、篠山市がヨウ素剤を配って、それで3月9日に大津地裁の仮処分決定で動かしてはならないということになったので。非常に、配ってることの意義というか、それが社会的にも明らかになったということがあったんじゃないかと。それで効果は倍増だと思います。

あと、見ていてですね、事務局をはじめ、市職員の方の大健闘が光ったと思います。本当に深く感謝したいと思います。こういうことってね、なかなか明らかにならないものですけども、この年度末でただでさえ仕事が多い中で、週2回やるということはその準備がまた2日要るわけですから、それをやって、かなりの大変な労働だったと思うんですね。全部で30回開催されていて、現場で話を聞くとみなさん月に1回くらいしか休みを取れてないとおっしゃってましたけども。本当に職員の方みなさんに奮闘していただいて成り立った事業だなと思いました。ちょっと負担が過重なのかなと思うくらいだったので、役所のほうからこういうことを言うわけにいかないと思うんですけども、いろんな形でね、職員のみなさんががんばってこれをやってくださったということは、いろんな形で私たちとか、そういうところから伝えていきたいと思います。本当に感謝したいと思います。それと、これ今日やると知らなかったの、ちちんぷいぷい、今流したやつですね。これも好意的な内容で、全体として筋としては非常にしっかりとした報道がされたと思うんですね。一番のポイントは、出てきましたけど、ヨウ素剤は万能ではなくて、一番大事なのは避難することなんだと。篠山市はこれを言っていると。その避難をするときに、せめてヨウ素剤くらいは配ろうと。できることはそれだけなので、行政の責任としてそれをやりましたと。市長のインタビューもすごく、インタビュアーの人もいいところをとってくれてますよね。ちなみに、お母さんで、子供が泣いたって言っていた人いたでしょう。あれもね、僕が会場で見ている、絶対あの親子は撮ったらいい画が撮れるというところを、さすがですね、非常にいいシーンを撮ってました。Dさんの学習会に来てくださったんですね、ディレクターの方が。その方自身がしっかりとした理解をもってやられていたなという感じですね。ただ、一点問題があるので、考察すべき点ですね。妊婦が飲んでもよいかということが、リスクだけを言う形になったので、篠山市としても妊婦の方に対して相手に預ける形になってると思うんですね。その結果、毎日放送では飲んではいけないというふうに報道されてし

	<p>まっあっていて、妊婦及び3歳未満は飲んではならないという、これは誤った報道ですね、この点に関しては。だからもう一度これは事務局とこの委員会で詰め直さなければいけないと思うんですけども、一応上紺屋先生が出された文書では妊婦は飲むべきだとなっているので、この点を訂正するなりなんなり、修正したほうがいい点、この一点だけちょっと惜しいなどこの番組を見て思いました。あとは、これは質問に対してどう答えられたんですか、3歳以上で丸剤が飲めない場合どうすればよいか。</p>
事務局（課長）	<p>丸剤が飲めない方については、押しつぶしていただいて少し小分けにしたような形で服用してくださいというような説明はしていただきました。</p>
A 委員	<p>はい、それでいいと思います。だから3歳未満をどうするのかということも詰めていく必要がありますよね。結局上紺屋先生が言っていた、母親の口移しというのはどうしたんですしたっけ。上紺屋先生が小児科の医師の先生と話をして、丸剤を砕いて母親が口移しで飲ませるのがおそらく一番確実に飲ませる方法だろうということをおっしゃってましたよね。これを上紺屋先生と相談して、それでいいのかどうか、子どもに対してとりあえず今はそれで、あの段階ではその方法だったらクリアできるんじゃないかっていうお話だったと思うので。上紺屋先生はスプーンで潰す方法は反対されたんですよね。衛生上の問題なのかな。スプーンで潰すのはいわき市がやっている方式ですよ、3歳以下に対して。それに対して母親の口移し方式をおっしゃってたので、そのあたりをもう一度詰めて、3歳以下にも配れるようにしたいなど。リアリティを持たば持つほど、0歳児から3歳未満の子どもを持つてる親御さんたちはどうしたらいいのかということが必ず出てくるでしょうから、そこフォローをしたいと。</p> <p>まあそんなところで、全体としては非常に画期的にやれたんじゃないかというふうに思いました。そのうえで、追加的なことと言うと、今日、ヨウ素剤配備に関する全国的な動きについてということで、資料2をお付けしました。全体として、今まで国が指定したことしかやるなみたいな形だったのが、いろいろな批判を受けて、それぞれの自治体の柔軟性というか、やるんだったらやってもいいよというような言い方になっていて。ただし30km圏内ですね。一番大きいポイントになるのは、30km圏内でヨウ素剤を配るんだったら配ってもいい、その場合は国の財政的な支援も考えるということをお断言したんですよ。6ページの(3)安定ヨウ素剤の配布についてというところで、対応方針のところを一節だけ読みますと、</p> <p>「UPZにおいてもPAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自治体の判断で平時に事前配布を行うことができる。国は、その事</p>

	<p>前配布を、財政的な措置も含め支援する。」ということが出てきました。これは篠山市には該当しませんが、非常に大きな流れだと思えますね。これがあると、だったらうちも配ろうというふうなことが出てくるんじゃないかと思えますので。これが3月11日の会議に出てるんですよね。その後他市町から問い合わせがあったと聞きましたけども、こういうことも踏まえて質問が来てるんじゃないかなと思えました。そのうえで、みなさんご存知のように熊本で大地震が起こっていて、その断層の延長上に川内原発があって、反対に中央構造線の上に伊方原発があって、伊方原発も7月には再稼働されるという中で、僕個人に対しても現地からの問い合わせがすごく多いです。鹿児島市の市議員の方が、切羽詰っていて、川内原発を止めてくれないと自分たちが見殺しにされるということで、緊急にお金を集めて、自分が100万円くらい出して、安定ヨウ素剤を買って即配ることにしました、これでいいでしょうかということだったので、いやそれは薬事法にひっかかります、だからあくまでも共同で買ったという形にしてください、議員さんが一人で買って配るということは法的にアウトになる可能性がある、というようなことが来てます。だからそういうことは今後、篠山市が参考事例にさせていただくことは多々出てくるんじゃないかと思うので、もちろんこの検討委員会は篠山市民のためにやってるんですけども、そこでこうやって取り上げてもらったことが他に活かされることを通じて、効果は何倍にもなっていくと思えますので、是非それは対応していければいいなと思えます。そのためにどうしようかといった時に、パンフレットを作成するという、この現に進んでいるものをどうするかということに移っていけばいいと思うんですけども。以上です。</p>
委員長	はい。他に結果を受けてのご意見等ございますでしょうか。
B 委員	<p>消防団なんですけども、この事前配布において、団長名でメールを配信したんですよ。いろんな反響がございました。なんで強制するんだというようなことを言う人もいましたけども、最終的にはその人も受け取りに行きましたということで、いい機会になったと思います。</p> <p>もう一点、この説明会での質問ということで、いろんなことが挙がっていますが、よければこれの回答も付けていただいたらありがたいと思います。以上です。</p>
委員長	今おっしゃったように、質問だけではなく Q&A 方式にしてください。他なにかございますか。
A 委員長	一点言い忘れました。参考資料の3を見てください。これは何なのかというと、民進党の田島議員、滋賀2区の方ですが、この方が篠山市のことを全面的に取り上げてくださって、衆議院の環境委員会の席での丸川大臣に

	<p>対する質疑ということでしてくださったものの議事録です。これは是非市長にもお見せいただきたいと思うんですけども。具体的には、5 ページの一番下の段のところを見てください。これは以前から篠山市のことを紹介していただいているんですけども、ここの8行目から、「本気で国民の命を守りたい、甲状腺被曝を回避したい、そうお考えであるならば、私は国がやはり率先して、ヨウ素剤の住民配布をフランス、アメリカに倣ってやっていくべきだと思います。また、この篠山市、45キロも離れていながら、それでもリスクを負うことになったときには、とっとと逃げていく、しかしその時にはヨウ素剤を服用するということを住民一人一人に説明されている、この取り組みも私は見習うべきだというふうに思います。」次に6ページですね、田島さんの発言の5行目のところから、平成27年6月17日付で篠山市の原子力災害対策検討委員会が、『原子力災害対策計画に向けての提言』というのをおまとめになっていらっしゃいます。前提となるべき兵庫県の避難計画等々がまだ作られていない段階で、篠山市が避難計画を作っていくためのひな形というふうに理解をしているものであり、大変よくまとまっている。とりわけ、このヨウ素剤の配布等々についても非常に緻密にわかりやすくおまとめをいただいているものであり、ぜひ皆さんには参考文献としてごらんいただくことをお勧めしたいと思っております。」ということで、国会でこの方が取り上げてくださって、継続的に今後も環境委員会で取り上げてくださるということなので。一応こういう形で国会にもこの計画は反映させていただいたということです。市長にも報告をお願いします。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。</p>
C 委員	<p>わが家にも6歳の息子がいるんですけども、無事ヨウ素剤をいただきまして、ありがとうございます。関係職員のみなさんには本当に頭が下がる思いです。一人の市民として感謝を申し上げます、ありがとうございます。質問についてなんですけども、ここには無いんですけど、3歳未満についてというのは、3歳未満のお子さんをお持ちの家庭はとても心配だと思うんですけども、そういった質問がなかったのかということをお聞きしたいのと、それと先程もA委員から出ましたし質問にも出てますけど、学校でどうなるのかというところが、学校での緊急配布の問題がその後どんな話になっているかという進捗をお聞きしたいです。</p>
事務局（課長）	<p>はい。一点目の質問ですけども、3歳未満の乳幼児の方については、説明会のパワーポイントの中では、今は薬が無く、メーカーが開発中ですというような報告をさせていただきまして、今のところは備蓄という形で市内5カ所に備蓄をしておりますので、その分を服用していただいて避難して</p>

	いただきたいというような形で説明をさせているところでございます。
A 委員	備蓄というのは粉剤のことですか。シロップに溶かして飲ませるやつですよね。
事務局（課長）	そうです。ですから事前配布はできないということで説明はしています。
C 委員	事前配布はできないけど、緊急時は自分でつぶして溶かして・・・
A 委員	いや、そうじゃなくて、子ども用のやつというのは丸薬じゃなくて粉の状態なので、粉の状態だと保管がすごくしにくい。光にあたるとだめな薬なので。丸薬だと保管しやすいんだけど、粉の場合だと管理が難しいんですよ。だから配れないということで。その粉剤をシロップに混ぜてじゃないと子供は飲み込めないということで、だから今の段階では、備蓄してあるところで配布する、事前には配れないと。自宅で個人で飲んでくれじゃなくて、今は取りに来てそこで飲んでくれという形です。だからそれをもうちよっと個人の家庭にどう持ってくるかというふうなことを進めたいということですよ。現段階では粉のものがあると。
C 委員	緊急時には配布できると。
A 委員	備蓄場所に行けば飲めるんだけど、そこに行かなきゃいけないリスクがまだかわせてないということです。
事務局（課長）	もう一点の、学校へ行っている間の避難ということで、教育委員会も含めてですけども、学校備蓄ができないかというような形でお話をさせていただいていたんですけども。少し難しい面もあるということで、さらに教育委員会等で協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。
A 委員	やってくれそうだという脈はありますか。
委員長	要は、調整不足ですね。教育委員会の別の会にたまたま来られたお医者さんが、何も聞いてないけどまずいんじゃないですかということをおっしゃったんですね。ですから、学校と調整不足というか、いけるだろうみたいなことで進んでいた部分があって、現実的には、お医者さんの中にも慎重論を唱える方があって。市民向けにお配りする分については医師会の方もご理解いただいていますので、まずはそれを優先するべきであって、学校はその次にきちんと調整すればよいということで継続にしたので。ちょっとそれはやはり行政からの調整不足だったというふうに思います。
D 委員	3 歳未満児のことについて質問なんですけども、このヨウ素剤を作っている会社、日医工という 1 社のみだというふうに以前お聞きしたんですが、その会社に対して、3 歳未満児のたとえばドライシロップであるとかいう薬を開発してほしい、あるいはどれぐらい需要があれば会社として採算が取れるようになるのであるとか、篠山市 1 市ではなくて、事前配布は今

	<p>のところ篠山市だけかもしれませんけども、全国で他に備蓄をしているところもありますよね。そういうところもし自治体間で協力できるのであれば、その会社に対して、ぜひ3歳未満児の乳幼児が服用できるヨウ素剤を販売してほしいなり、要望するというを事務局のほうでイニシアチブをとっていただくことはできないでしょうか。</p>
委員長	<p>ちょっとそれはあまりにも想定していない部分になるので、それについては当然市としての判断になりますので、検討委員会の中でそういう意見が出たということで、継続的に検討をすべきですし、また市長とも話をさせていただいて、そこまでやる必要があるのかどうか、うちはあくまで決められた条件の中でやってきましたので。ただその3歳未満の部分については大きな課題になっていると思いますから、そこで今以上にどれくらいの取り組みをするか、今のD委員の意見を取りあえずお聞きしておいて、できるかどうかについてはまた検討させていただきます。</p>
D委員	<p>やっぱり小さい子のほうがより影響を受けやすいというのは自明のことなので、そういう子供を持つ親にとってはそれは非常に喫緊の課題ではないかということで、またお願いできればと思います。</p>
委員長	<p>また日を改めて協議をするようにします。そういうことが可能なのかも含めて。</p> <p>他、ございますか。それでは時間もだいぶ経過してまいりましたので、協議に入らせていただいて、(1)今後の安定ヨウ素剤配布事業についてということで、まずは事務局お願いします。</p>

3. 協 議

(1) 今後の安定ヨウ素剤配布事業について

事務局(課長)	<p>それでは、今後の安定ヨウ素剤配布事業についてということで、今年度についてまず説明をさせていただきたいと思います。今年度につきましては、今の予定ですけども、昨年度は1、2、3月の年度末という押し迫った中での実施ということでしたので、少し前倒しをさせていただいて、秋の時期、10、11、12、月ぐらいに開催をさせていただきたいといふうに考えております。今回 11,000 人余の市民の方に配布をさせていただいておりますので、平成 28 年度につきましては、8 会場、6 つの旧町単位の分と、篠山・丹南につきましては人口規模も大きいということで、1 回ずつ増やして、8 会場で 1 日あたり 2 回を開催したいといふうに考えております。それに伴います予算につきましては、28 年度予算を可決していただいておりますので、医師、薬剤師への協力者謝礼から、広報の折り込み、薬剤の購入等含めまして、273 万 9 千円を予算として執行を計画しております。今回の 8</p>
---------	--

	<p>会場 16 回につきまして、事務局として配布を想定している人数としまして、5,000 人の方にお配りをしたいというふうに考えております。配布の対象になる方につきましては、新たに 2 歳から 3 歳に到達された方、また 12 歳から 13 歳になられた方、それから転入などで新たに配布を希望される方、27 年度に受領できなかった方を対象ということで、今年度は進めようとしております。</p> <p>続いて、来年になります平成 29 年度については、27 年度、28 年度で多くの市民の方に配布をしたいということで、29 年度はさらに会場を少なくしていますけども、2 会場で 1 日 2 回の計 4 回で、配布の人数につきましても、それぞれ同じように 3 歳、13 歳に到達された方と一般の方というふうに考えております。</p> <p>平成 30 年度につきましては、更新の時期になりますので、27 年度と同様で、15 会場の 30 回ということで、約 13,000 人余の方に更新配布をしたいというふうに考えております。</p> <p>以上、提案ということで報告をさせていただきます。</p>
委員長	はい、あくまで今後こういうことを考えているということで、また実施にあたっては医師会薬剤師会の方等含めて協議することになりますが、一応こういう予定で進みたいということで市としては考えております。これについて何かご意見ございますでしょうか。
D 委員	兵庫県のほうではどのように篠山市のヨウ素剤事前配布の取り組みを受け止められているのかをお聞きしたいんですけども。
E 委員	特に今のところは公式の見解は出しておりません。
委員長	他、何かありますか。
A 委員	はい、どれくらいの数の方になるのか全然わからないんですけど、篠山市の方何人かに、自分の周りのお年寄りが取りに行きたいんだけど交通手段がないから行けないと言われていて、そういうのに対応してほしいという意見がありました。それがどれくらい可能なのかがわからないで言うのも申し訳ないんですけど、次回やるときに、送迎バスとかそういうのはできるんですかね。
委員長	難しいところですよ。悩ましい。結局バスを出すとなれば、将来もずっと出さないといけないことになるんですよ。非常に難しい所で、やっぱり基本的に助け合いというかね、支え合いに依存する部分はありまして。避難も含めてですけども。だからあまり行政がやってしまうと……。高齢者ということですので、現実問題として影響は少ないので、そこに必要以上に手を差し伸べることが本当に良いのかどうかというのはかなり難しい課題なのではないかと思います。それと、そうすると必ず費用等いろん

	なことが発生してきますし、そういう声を無視することはできないかと思 いますけども、厳しい問題になるのかなという感じはします。
A 委員	確かにバスを出すのは過剰かもしれないですね。なるべく私的な力を借り て来てもらうようにした方がいいかもしれないですね。
委員長	だからやっぱり乗せて来てもらうとか、そういう地域力のようなものに期 待したいかなと。そうでないと、実際有事の際にも耐えられないですから。 難しいかとは思いますが、丁寧な説明は必要だと思います。
A 委員	地域の中でそういう呼びかけをしあってもらおうとか。
委員長	そうですね。だからむしろそこを盛り上げていく必要はあると思います。
F 委員	そのことに関してですけど、そこは自治会長さんにお世話になるというこ とでいいんじゃないかと思うんです。各地区に独居老人の方とかいらっし ゃると思うので、そこは自治会長さんに声をかけていただいて、どうして も欲しいということなら代理で受け取りができるような形ができれば。そ れはもちろん賛同いただかないといけないんですけども。
A 委員	代理は今家族だけですよね。
事務局（課長）	代理受領につきましては、家族が一応原則という形になっておりますので、 たとえば同じ自治会内で体調等よくご存知の方につきましても、代理受領 はできないという形に今現在はなっております。
C 委員	私は高齢者のデイサービスの仕事をしてまして、実際に自分で買い物に行 ったりする手段がないという人はたくさんおられます。ですからその問題 は日ごろからよく考えることなんですけども、どういうふうにみなさん対 応されてるかというのと、やはりご家族が時々買い物に連れていったり病院 に連れて行ったりということがほとんどなんです。ただ、問題は独居の 方で娘や息子が大阪や神戸にいるとかいう形で、頻繁に帰ることがなかな か難しいという方は、やはり問題があります。そういう方の中で、自力で 外に出てバスに乗れるという方の場合は、今市のほうでハートランという のがあります。定期的なバスなんですけども、そのハートランというのは だいたい病院への通院とかを前提に組まれているので、通院したりするの は、バスに乗れる程度に歩ける方であれば使えるかなと思うんですけども。 だから既にあるハートランという市の政策と組み合わせて、会場をハート ランで行ける場所等に設定すれば、それも少し考慮できるかなと思いまし た。
委員長	はい、ありがとうございます。 他にはよろしいでしょうか。
B 委員	自分で交通手段を持っておられる方でも、もう年配だから要らないとい う方もおられます。そういう方にはどう説明したらいいですかね。

A 委員	もちろん年齢が高くなるにしたがって効力は少なくなります。ただ一応予防的に年齢問わず飲んだほうがいいというふうに日本医師会等の見解も変わってきているんです。昔は 40 歳以上は必要ないということだったんですけど。
B 委員	尋ねられたら、受け取りなさいということでもいいですかね。
委員長	そうですね。それから、基本的にこれは初めて取り組みをさせていただいて、子どもを守るということと、スムーズに配布するということを頑張ってきたので、本当にみんなに来られたら困難になるということもあったりして、市としてはまずは若年層を重点的にやりましょうということにしましたが、最終的には B 委員がおっしゃったように高齢者の方も希望される方も来ていただいたら結構ですし、先程の話のように来てもらいやすい環境を作ることにできる範囲で勤めていくべきだと思いますが、第一義的にはやっぱり子供をまずは全力を挙げて守りたい、そういうことになるのかなと思います。
F 委員	その点についてはその通りだと思うんですが、防災力というと地域ぐるみのものもありますので、独居の高齢者については、民生委員さんから声をかけていただくとか、自治会長さんから声をかけていただくとか、あるという情報が伝わることだけは力添えをしていただいて、実際にそれを選ばれるかどうかはご本人の判断かと思うんですけども。地域ぐるみということとは防災の前提として考えていきたいと思うんです。
副委員長	確かに今 F さんがおっしゃったように、自治会長会理事会等では、安定ヨウ素剤の配布については積極的に PR はしてきたつもりです。ただ、おっしゃっていただいているような、いわゆる送り迎えについて、どうなんだと言われれば、それだけの地域力を持った自治会がどれだけ存在するかというと、非常に少ないです。むしろ、そういった手だてを何らかの別の手段も含めて取っていただく必要が、もう出てきているのではないかなということ、いろんな場面で市のほうへも交通機関の確保ということで要請をさせていただいたりしておるんですけども、なかなかそれもスムーズには進まないというふうなことを聞いてますので。今回も我々としては積極的に行きましょうということでお話はさせていただいたつもりで、私も第 1 回目に行かせていただいたんですけども、想像以上に多くの方が来ていただいているような状況でしたので、ありがたいと思ったんですが。今のところの地域力ということからとらえるならば、そのあたりが限界とまでは言いませんが、非常に厳しい状況にあるということだけは認識をいただきたいというふうに思います。したがって、まち協もそうですし、いろんな組織が一体となって動くという体制作りができないことにはなかなか、

	自治会でということのむずかしさというのは非常に強いなど。それは熊本の実態なんかを見てみましても、我々の地域であんな状態が発生した時にどれだけの地域力が発揮できるのかと言われたら、非常に心もとない気持ちになります。決してそれに関与しないということではなしに、やはり徐々にではありますけども、地域力を作り上げることについては頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。
委員長	はい、ありがとうございます。
D 委員	3 歳児健診とか、あるいは町ぐるみ健診の時などに、その時に配布すること自体は難しいと思うんですけども、ご案内と一緒に配布するとか、そういうのはできないですか。
事務局（課長）	健診とあわせて配布の周知をしてはどうかという、それは健康課等の部署と連携して配布日を周知するというようなことは可能だと思います。
D 委員	町ぐるみ健診でも。JA がやってるんですかねあれは。
事務局（課長）	たとえばパンフレットなりチラシを作らせていただいて、その時にお配りして周知を図るということは可能です。
委員長	そういう意味で言ったら、日も早く決めないといけないですね。そうでないと結局ギリギリになってしまうのですね。
事務局（課長）	はい。会場等の都合もありますけど、できるだけ早く決めさせていただきます。
A 委員	健診の時にね、これは前に上紺屋先生が言ったことだと思うんですけども、ヨウ素の問診を入れてしまえば、配るときにそこをカットできるんじゃないですか。でも全員が来るわけじゃないからだめですかね。
委員長	そういう PR の機会は重ねていったらいいと思います。要するに日は早く決めると。そうじゃないと動きが取れないので。 他なにかございますか。何かありましたらまたおっしゃってください。 では次に行かせていただきます。（2）篠山市原子力災害対策ガイドブックの作成についてということで、事務局から説明をお願いします。

（2）篠山市原子力災害対策ガイドブックの作成について

事務局（課長）	本日資料 3 としてお配りをさせていただいております。本来であれば開催前にお配りをさせていただいて、お目直しをしていただいたうえで、本日もご意見等頂戴するのが本意ではあるんですけども、なかなか作成までに時間がかかりまして、当日の配布となったことをお詫びさせていただきたいと思っております。 中身につきまして、全体的に構成を説明させていただきますけども、はじ
---------	---

めに1ページを開いていただきましたら篠山市の位置関係があり、2ページ目につきましては福井県原発群からの影響ということで、この図につきましては、25年4月に出生した167ミリシーベルトの影響があるという部分を掲載させていただいております。続きまして3,4ページにつきましては、原子力災害の特徴ということで、原発周辺の30km圏内の自治体でもこういったガイドブック等作成をされておりますけれども、それらを参考にしながら書かせていただいておりますけれども、(1)の④につきましては、原子力災害は風水害と違い、遭遇することは大変まれですが、遭遇したときは万が一の観点を最大限に発揮し、大げさな避難等の行動であっても可能な限り対処を取ることが必要ですということで、文末にページ数等書かせていただいておりますのは、昨年の6月にいただきました提言書の内容から反映をさせていただいたような形で表現等を使わせていただいております。

(2)は放射性物質による体への影響ということで、どういう形で影響があるのかということと、(3)放射能から身を守る方法ということで、懐中電灯の図が一番わかりやすいんじゃないかということで、この図を用いさせていただいております。それから5ページにつきましては、日常生活におきましても放射線があるということを図示させていただいております。6ページにつきましては、放射線の監視体制について、モニタリングポストということで、兵庫県内での6カ所の設置場所であったり、③におきましては毎月1回篠山市役所の第2庁舎前で測定をさせていただいて、ホームページ等で公開して、日常の放射線量をお知らせしています。7,8ページにつきましては、全体の行動イメージということで、被曝を避ける4つのポイントということで、離れる、遮蔽する、放射線を受ける時間を短くする等のポイントを挙げさせていただいております。8ページにつきましては、屋内退避や避難の流れということで、この部分につきましては、原子力災害対策特別措置法の10条に基づく通報等、同程度の事故が発生すると予見された場合に、篠山市独自の放射線測定を行うとともに、その結果に基づきまして、避難であったり屋内退避の勧告を行っていくということで、提言書の20ページ及び22ページの文言から引用をさせていただいております。続きまして、9,10ページの4.正しい情報の入手ということで、9ページにおいては非常事態等が発生した場合に、原子力事業者から国・県を通じて、また報道機関等のあらゆる期間を通じて情報収集に努めさせていただいて、その内容につきまして篠山市においては、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール等を使って、市民の方に情報を速やかに提供していくという形で掲載をさせていただいております。10ページにつきましては、イラスト等を用いて、どのような形で情報が入手できるのかというこ

とを示しております。次に 11,12 ページにつきまして、5.避難“とっとと逃げる”ということで、この部分につきましては、原災法の 10 条が発せられた等で市民の皆さんに避難勧告を行っていくということで、提言書の 19 ページから、市民自らが行政の判断に頼らず危険を感じた場合にはすぐに行動してくださいということで、市等からの情報を待つのではなく、自らが判断していただく場合も出てくるということで、すぐに行動してくださいという部分につきましては、提言書 13 ページから引用をさせていただいております。それから、病院、介護施設ということで、いわゆる避難が難しい方につきましては、ご家族などであらかじめ避難先を決めていただいて、早期の対応ができるように準備をしていただきたいということで、この部分につきましては、提言書 26 ページから引用をさせていただいております。いろんなイラストを入れさせていただいております、避難に準備していただくものの一例であったり、避難勧告の伝達方法等でもテレビ・ニュースであったりとか、12 ページにつきましてはどういう形で避難していただくのが一番いいのかというチェックポイント等も付けさせていただいております。続きまして 13 ページの避難先について、どこに避難するかということですが、市民の方、また市外から来られている方も含みますけれども、鉄道などの公共交通機関を利用していただいて、西方面ということで中国・四国地方へ避難をしてください。また、自家用車で避難される場合には、交通渋滞を避けるルートで市外へ避難をしていただきたいというふうに考えております。現時点において、市外の広域避難先につきましては、災害時の相互応援協定を締結しております、愛媛県南宇和郡の愛南町、それ以外につきましても、市外の避難先につきましては、事前に親戚身内などから、日ごろから連絡を取り合って避難先を決めておいていただきたいということです。図につきましては、篠山市から自動車道並びに、点線につきましては鉄道網ですが、図示しております。このような形で西方面に避難をしていただきたいと考えております。それから 14 ページの 6. 屋内退避ですが、基本的に避難できる方は避難していただくわけなんですけれども、避難できない場合につきましては、その選択肢といたしまして、屋内退避を行うということで、これにつきましては提言書の 22 ページから引用をさせていただいております。屋内退避につきましても、自宅などの建物内に避難をしていただいて、外部からの大気を遮断することによって、放射線や放射性物質からの影響を減少させることができるということで、屋内退避の効果として、イラストを①外部被ばくの低減と、②内部被ばくの低減というのを付けさせていただいております。15 ページにおきましては、屋内退避でどういう行動をとっていただくかということ

	<p>で、こちらのほうにもイラストとして、換気扇を止めていただくとか、正確な情報を得るためにテレビ・ラジオ等をつけて情報の入手に努めていただくということを書かせていただいております。それから16ページの7.安定ヨウ素剤の服用ということで、目的と効果等書かせていただいております。原子力災害時には安定ヨウ素剤を服用して、放射能のないヨウ素を甲状腺に備えることで、内部被曝の原因になる放射性ヨウ素を体内に蓄積しにくくするというので、提言書の27ページを要約した形で盛り込んでおります。その効果ということで、24時間以内であれば90%以上、8時間で40%、24時間後になれば7%というような表現をさせていただいております。篠山市におきましては、事前配布をさせていただいて、3歳未満の方に対しては市役所などで別途配布をさせていただくということを伝えさせていただいております。飲むタイミングということで、17ページには防災行政無線等いろいろな手段を活用してお知らせするので、その指示に従っていただくということ書かせていただいております。ただし、正確な情報の入手が困難な場合も考えられるということで、自らの判断で服用していただくということを記載しております。安定ヨウ素剤をお持ちでない方につきましては、別途備蓄場所で配布をさせていただくということでございます。服用量につきましては、3歳以上13歳未満は1丸、13歳以上の方につきましては2丸という形です。次にチェックポイントということで、配布の説明会等でもお話をさせていただいているような、注意してほしい内容について記載をさせていただいております。次に8.飲食物の摂取制限、スクリーニングということで、飲食物の摂取を控えていただくことに関する内容と、スクリーニングに関する内容を書かせていただいております。最後にまとめといたしまして、原子力災害対策計画にむけた提言より抜粋ということで、提言5の内容を記載させていただいております。この中でイラスト等使わせていただいておりますけれども、他市のものからも引用等させていただいておりますので、イラストのタッチが違ったりする部分もあるとは思いますが、そのあたりは、こういうイメージで作ってきたいということで、このまま修正して印刷をするわけではなく、あくまでこういうイメージで作っていききたいという事務局としてのたたき台ということで、今回ご提案をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今後につきましては、今回一応提案をさせていただきましたので、委員会でご意見をいただきながら作成を進めていきたいというふうに考えております。</p>
委員長	<p>はい。一応説明いたしました。先程もありましたように、本来これはあらかじめお配りをしておいて、今日来ていただく段階でご意見をいただき</p>

	<p>たいというふうに思っておったんですが、今日お配りをする形になりました、これについては今後、この検討委員会の中で練り上げていただきたいというふうに思っております。その手法なんです、かなり細かく読み込まないといけない部分があったりして、それをどうするか、例えばD部会長さんのほうで煮詰めていただくようなことはできるでしょうか。</p>
D委員	<p>もちろんできますけど。私が先にお聞きしたいのは、この原子力災害対応ガイドブックというのは、防災計画の原子力版というのをどうするのかというのが、委員会の一番最初の議論であったと思うんですけども、その位置付けというんですかね、このガイドブックはそれとは別に作るというものなのか、あるいは原子力防災計画は今のところ棚上げ状態ですけども、このままずっと棚上げ状態でいくのかですとか、ちょっとそのあたりの位置付けについて最初にお伺いしたいと思います。</p>
事務局(課長)	<p>当初は防災計画ということで進んでいたんですけども、国・県等の関係で難しいということですので、防災計画の中に今、原子力の部分も一部あるわけですけども、それに位置づけるということにはできないのかなというふうには思っているんですけども。今回、安定ヨウ素剤の事前配布に伴い、もちろん配布だけでは不十分な部分を補完するというのが本来の部分もありますので、それを市民の皆さんにお知らせするというので、ガイドブックの形式をとりたいというふうには考えています。ですので、防災計画には謳わない予定です。</p>
委員長	<p>防災計画については、国・県の動きを見ながら市の防災計画に盛り込むということです。最近県のほうでも動きがあり、計画に盛り込むようにされているようです。</p>
事務局(係長)	<p>防災計画については、今年度改定するというので、今現在こちらに意見照会が来ています。今年度防災会議にかけて確定するという事は聞いております。内容は、国の指針に従った内容になっておりまして、原子力発電所の事故の対応についても記載はされております。</p>
委員長	<p>ですから、以前よりは県のほうでも書かれ始めているようです。市のほうも、防災計画については国・県の動向を見ながらそれにあわせていくような形でやる。たとえば県が変わったときに、市も盛り込めるものは盛り込んでいかないとはいけないとは思いますが、県もまだそれほど具体的な表現はなくて、以前よりは表現が増えてきたなという感じはします。その動きについて市でも追従はしていきたいというふうに思いますが、このガイドブックの内容はより具体的なことを市民目線でお知らせすることが肝要ということで、防災計画とは別で、これは市民向けに市として独自のものを作っていきたい、そういうふうなものになります。</p>

D 委員	ということは、たとえばこれを議会に諮ってというようなものではないということですか。
委員長	議会に諮るというよりも、今日ここで初めてご提案申し上げたので、あす以降議会のほうにも、こういう形で検討委員会にお諮りしていますので、議会のほうでもぜひまたご意見をお伺いしたいということで、あくまでそれはご意見をお伺いすることなので、議会に正式に諮るということではないです。
F 委員	地域防災計画の事なんですけど、今のところ 30 km 圏外というのは、場合によっては屋内退避を必要とするような位置付けだと思えます。丹波市のほうもそれに対応されて、屋内退避以外 以外 のことは丹波市の地域防災計画に書かれたんですね。原子力災害があった場合にどう対応するというのを。その程度は篠山市でも記述は可能だと思います。災害の可能性があるので、その災害について市民に防護方法を周知するというのは当然記述は可能で、その中にこの原子力災害対策ガイドブックも当然位置づけられると思えます。市民への周知という位置づけで。それは安定ヨウ素剤どうこうじゃなしに、丹波市でもそれはできることですし、篠山市でもできることです。篠山市へでもぜひ、 <u>地域防災計画</u> は先の話だとおっしゃいましたが、市民への周知という観点から、 <u>それガイドブック作成・活用</u> は位置づけられるのではないかなと思いますので、ご検討ください。
委員長	篠山市は安定ヨウ素剤の配布も含めて、独自路線でやってきてますから、このガイドブックもしかりでありまして、国のルールからいうと、ヨウ素剤も避難もうちのエリアについては定められてないんですね、屋内退避が原則なので。そこを避難しましょうと言っていることも含めて、このガイドブックも篠山独自の市民目線で作ろうとしてますから、そういうことでご理解をいただきたいと思います。防災計画は一定のものしか書きこめない可能性もあるので、防災計画とは別で考えていきたいというふうに思っております。以前からこの委員会でも避難ということについては常々おっしゃっていただいていたから、それについて具体的に進めようとしているものであります。
D 委員	避難の事なんですけども、13 ページのところに避難先についてというのが、具体的に愛媛県の愛南町のことを書いてあるんですけども、この避難経路はあくまでも若狭湾の原発で事故があった時に対しての避難経路ですね。だからやっぱり玄海とか川内とか伊方で何かこった時にこの避難経路でという混乱が無いように記述をしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけども。
委員長	はい、ですから、そういう点も含めて、今後委員会として検討していただ

	きたいということです。
D 委員	はい。基本的に愛南町とは災害時相互応援協定の中に原子力も入っているんですよ。
委員長	愛南町とはこの 8 月に姉妹都市協定を結ぶことになるんです。むしろ愛南町さんのほうが、南海トラフ地震で非常に危機感を持っておられて、口頭ではありますが、その時は篠山に逃げますよというような、むしろ向こうのほうが危機感を持っておられて、そういうことの中で姉妹都市についても向こうからかなりおっしゃってた部分があつて。うちもそういう部分で、これから作っていかないといけないと思いますが、西方面で一番濃いおつきあいをしてるのは愛南町さんかなと。ですから、今市がきちんと書きこめるとすれば愛南町ということになって。あとは個人で避難先を考えてもらえればありがたいという 2 本立てでいく予定です。
D 委員	できたら姉妹都市協定を具体的に結ばれる時に、いざという時に避難所を開設してどちらからも受け入れる体制を作ってもらえるということを盛り込んでもらえるんですかね。
事務局 (課長)	協議次第という形にはなるかと思うんですけども。
A 委員	でも相手の側にそういうニーズがあるならいけるんじゃないですかね。だって南海トラフで逃げる先を探してるわけでしょ。むこうも渡りに船じゃないですか。僕は個人的に高知の友人にそういう協定を結んでるんですけども、福井原発と南海トラフで相互に逃げあう場としての設定はしやすいと思うんですよ。だから南海トラフはかなり皆さん危機感を持ってらっしゃるので、間違いなく逃げ場所を探してると思うんですよ。今回の熊本地震を見ていても、ちゃんとしたところに逃げないと、どんどんエコノミー症候群で亡くなるとかいうことがありますから、災害の現場からかなり離れないとゆっくり寝られないということがわかってらっしゃるんですよ。だからうまくやればいけるんじゃないかという気がしますけどね。
副委員長	我々自治会長会、特に城東地区の自治会長会においては、愛南町と行き来をさせていただいております。その中で感じるんですが、何が大事かという、常日頃のお付き合いというか、隣近所でも一緒に、そういうふうなものを積み重ねることによって、双方の理解、信頼関係というのが生まれてくるんじゃないかと。協定を結んだだけでそれを全てまかなえるかということになりますと、なかなか難しい部分があるので、今後は我々自治会長会としてもコンタクトを常にとっていくというような形の中で、市と町の関係ができるというような思いで今いるところなんです。それを市全体の取組としてやっていくということが必要なんじゃないかと思います。去年たまたまデカンショの行事のところにも行かせていただいたんですけど

	<p>も、関東のほうからもいろいろとおつきあいということで来ていただきまして、こちらからも行っているというようなことの中で、そういった関係を築いていくことが大切だというふうには思っています。</p>
A 委員	<p>あと、これはあちこち手を入れないといけないと僕は思ってるんですけど、大きなポイントとして、私たちが出した提言書に沿う形で作っていただけたらと思うんですよね。たとえば1 ページ目のはじめにということで、原子力災害対策区分が出てますよね、PAZ とか UPZ とか。これは僕は書く必要は無いし書くべきではないと思うんです。なぜかと言うと篠山市はこの区分に全く従わないわけですよね。だからこれを読んだ時に、5 km ~30 km までは屋内退避なんだと思われたら困るわけですよね。篠山市は独自に考えていることからしているので、結局 10 条通報ということにしたのも、500 マイクロヘルツになったら逃げるどうのこうのって、そんなばかばかしいことに従わないというか、それを基準にしなくなかったから、10 条通報なんですよ。10 条通報が出たらもう逃げてくれということで、逆にそこからは情報をとるよりも逃げてくれということなんです。これはテレビのところで書いてますけども、「うわさやデマに注意！テレビ、ラジオ、インターネットなどで国、県、市などから発信される情報に従って行動しましょう。」こう書いちゃうと、国は逃げなくてもいいって言いますから。実際にそうだったわけですよね。あるいは、本当にひどいのは、東京電力は 3 月 14 日にはメルトダウンしていたのに、それを明らかにしなかったわけですよね。あの日なんか僕は、これはたぶんメルトダウンしてるから逃げてくれということに対して、産経新聞を筆頭に、メルトダウンというデマに騙されるなってすごく流したんですよ。だから、正しいことがデマにされて、ちゃんとした事故のことを伝えない、直ちに健康被害はない、そればかりがテレビで流されて、多くの人が見たがために逃げられなかったというのが実情ですから。それをここに書くことはできないと思いますけど、提言書はそういうふうに国を批判するという形はとらずに、実際には被害は 250 km に及びうると、それも内閣がこういうものを出してましたということで、国の言ってることに従うならば 250 km に被害が及ぶんだというのを出してるという形をとってきているわけですよね。だからそこをやっぱり参照してもらいたいと思うのと、あとはやっぱり、これだったら 1 と 2 の間に正常性バイアスのことを、この中では最後のほうに触れてくださってるんですけども、あれはなんでかという、このガイドブックを読んでもらうための仕掛けなんです。なんでこういうのをちゃんと読んでいかないといけないのかという、要するに構えがないととっさには逃げ出すことはできない、だから知っておく必要がある、だからこ</p>

	<p>の先を読んでくださいという仕掛けなんですよね。そうしないと、途中でいやになってやめちゃうことが多いと思うんですよ。それから注意していただきたいのは、5 ページの下の図は、これは上紺屋先生とも意見が一致してるんですけども、医療被曝はあくまでも体に被曝をするデメリットがあったとしても、がんを見つけるメリットの方が高いと医師が判断した時に行うものであって、何も病気のない人に CT を当てたら犯罪になっちゃうわけですよね、医療的根拠がないのに。つまりこれはやむを得ざる被曝なのであって、それをこういうふうにしちゃうと、600 マイクロシーベルトって胃の健診と同じだから大したことないということに割と使われちゃうんですよね。この透過力というのもすごく誤解を生む図ですよね。これを見ると誰がどう見たってガンマ線のほうがアルファ線より強く見えるんですよね。でも透過力というのは日常的な力ではなくて、物質と当たらないから抜けていく透過性という性質であって、これを出すと混乱するんですよ。だからその辺の絵の使い方も含めて、基本的には提言書を参考にさせていただいて、それに沿う形で書いていただけるといいと思います。</p>
委員長	<p>はい。そういう意味でですね、事務局がこのガイドブックを作るにあたって他市を参考にしすぎたところがあって、今日改めてそういうことを事務局に言ったこともございまして、そういったことも含めて、今後部会を中心にかなり協議してもらう必要があると思いますので。これをたたき台にこれからお世話になりたいなと思っております。</p>
F 委員	<p>この学習資料と地域防災計画と、一旦は別だとおっしゃったんですが、本来は地域防災計画の中に市民への学習というようなことで位置づけられるのかなというふうには思っております。いずれそういう計画はあるということによろしいですか。</p>
委員長	<p>はい。</p>
F 委員	<p>それで、この中に資料があるんですけども、防災マップの中にも今回原子力防災の資料を入れてくださっています。これは篠山市の各家庭に配布されたんですけど、ちゃんと書いてくださってるなと思って見てたんです。こういうものが学校の学習とか、市民への学習でも使えたらいいなと思ってまして。今、篠山市の原子力災害対策に関して学校で勉強できる資料というのは無いんです。今後、教育委員会ともいろいろ調整をされるかと思うんですけど、備蓄云々に関しては確かに議論があって、それは今後に戻すとしても、災害対応の勉強については共通理解を図っていただいて、例えば市民への周知の一環で、子どもが身を守ることを学べるということは、学校でできるようになってほしいなと思います。それが本来地域防災計画でいうと、市民への周知、また学校での教育という、そういうものにあた</p>

	<p>と思いますので、そういう調整もしていただきたいなと思います。</p>
G 委員	<p>以前委員会でお話が出たんですけども、こういうガイドブックというものを全戸配布されて、読んでもらわないと意味がないので、キャラクターです、まるいのかまめりんとかを使おうっていう話が出てたので、そういうのも入れていったらどうかと思います。</p>
C 委員	<p>独自の取り組みでできるところからやっていくという一環としてこれを出すのかなという理解で、ヨウ素剤もですけども、市としてできることからやっていくということしかないというか、それが現状なのかなと思うんですけども、このガイドブックについては、今日見た印象としては総論というか、市民一般に災害のことを知ってもらうとか、割と一般的な説明の部分が大きいかなと思います。それをこういったガイドブックで改めて周知していくというところが大きいかなと思うんですけども、対象として、一般的な対象であって、もう少し見方を変えると、元気な人、避難に関しては特に自力で判断して自力で逃げられる人を対象にしたものになるかなと感じました。この委員会の中でもたびたび出てくる一つの課題ですけども、要援護者の対策、熊本の災害でも福祉避難所の問題であったりとか要援護者の対応策というのは問題になってると思うんですけども、災害全般に対して言えることだと思うんですけども、実はこの原子力災害に対しても、一方では市が一般に対してできることというのは限られていて、こういう形で自力で避難していただくことを、できるだけスムーズに事前の周知だったり学習という面でサポートするというのは有効だと思うんですけども、一方それで逃げられない人に対する自治体としての取組ということもやっぱり必要ですね。そこを考えていくということはこれまでも出てきていますけども、今どれくらいそれが進んでいるのかということも気になるかなと思いますけども、やはりここでも議論して、このガイドブックの中でもそこは抜け落ちているので、できればこういうものの中に、要援護者の対策もこういうふうと考えてますというのが盛り込まれるべきだと思うんですね。その同じぐらい重要なテーマとして、学校での対応ということもあると思うんです。これが総論としたらそれは各論かもしれないんですけども、学校に子供がいる時に災害が起こった時に、ヨウ素剤のことも具体的には出てますけど、避難のことも経路の問題が出てましたけど、学校で退避しておいて親に来てもらうのか、避難所までは学校として運ぶのか、そのへんもやっぱり議論してある程度形を決めて、ガイドブックのようなもので周知できれば一番理想的かなと思いました。その辺の対策をどうするかということも考えなきゃいけないことだと思うんですけど、まだそこまでは行けてないのかなと思ってますけども。</p>

F 委員	福祉避難所の事でも、篠山市の防災マップの中で避難所一覧というのがあるって、福祉避難所がに星印でがついてますね。前に酒井さんにもお聞きしたんですけど、福祉避難所というものはあるんですが、その機能としては他の避難所と比較して、特別に充実したものではないとお聞きして、そこに要援護者の方が生活されていたり、そういうスタッフがいるということがあると思うんです。福祉避難所の充実というのは、どこの市でもそうですけど、すごい課題だと思っております。福祉避難所の一覧を見てみると丹南健康福祉センターは福祉避難所になってまして、そこはヨウ素剤の備蓄場所ですよ。福祉避難所に避難される要援護者の方には、妊産婦ですとか乳幼児というの也要援護者のくくりの中に入ってくるわけで、避難時の福祉避難所の活用ということになったら、明確には定められていないと思うんですけど、福祉避難所の機能の一つとして、シロップの配布とか、
A 委員	でもそれは、例えば地震があった時の避難とか、そういうことでしょうか。原子力災害の時には篠山市から逃げろということだから、福祉避難所のこととはとりあえずは関係ないというか。
F 委員	このガイドブックでも、万が一の場合は3歳未満にはシロップを配布します、市からの連絡をお待ちくださいと書かれているんですよ。じゃあ具体的に市はどこで準備するかというのは、仮にもやっぱり定めておく必要があると思います。丹南健康福祉センターは福祉避難所ですし、備蓄場所でもあるので、候補としては大きいところかなと思います。もちろんAさんがおっしゃるように、率先避難というか、シロップを飲まずに避難される方ももちろんあると思うんですが、シロップを求めて来られる方がいた時に、福祉避難所の活用というのは一つ考えられるかなと思います。まあ、Cさんが言われたように、福祉避難所の充実という意味も含めて考えないといけないことかなと思います。
C 委員	僕が言おうとしたのは、熊本の例として言ったんですけど、原子力災害としては避難の時の要援護者対策ということに尽きると思います。
委員長	はい。他にございますか。
B 委員	ヨウ素剤を事前配布していただいて、これからも続くわけですけども、よかったです。次は避難かと思いますが、そうなれば消防団を預かっている者として、私一人が音頭をとっても団員は動いてくれませんので、この3年間、団員に同じ意識を持ってもらうための勉強会を続けてきました。去年の8月が最終なんですけども、今年も5月と防災の日前後の土曜日にするんですけども。その中で、とっとと逃げろということに関して、消防団員は逃げなくていいんですかという意見が出まして、非常に私も困ったんですけども。要は、この11,12ページに書いてますけども、事

	<p>故が発生した時点で防災行政無線等で連絡が来ますよね。その時に広報で、消防車両で地域を回って案内していかざるを得ないんですよ。というのは、消防団員はとっとと逃げられないからおかしいじゃないかというような話もあって。そう言わずに住民の安全安心のために頑張ってくれということで、一応話はできているんです。今年もやろうとしておるんですけども、実際にそういう訓練をしないといけないなということを感じているんです。さっき言いましたように、ヨウ素剤を配布してもらったし、自治会と消防団が手を結んでやっていきたいなど。1,200 人いますので、できるんじゃないかと思うので。そういう訓練を実行する時期に来ておるのかなと思いますので、またアドバイスをいただけたらありがたいと思います。</p>
A 委員	<p>その通りですね。さっきおっしゃった消防団の講演の時に、一番のポイントとしてとっとと逃げろと言うけども、我々消防団はどうすればいいんですかという意見が当然出てくるわけで。それには部長さんがうまくまとめてくださって、結果として皆が早く逃げられるように、消防団もどういう体制をとるのかを今後もっと出していきたいと。それに尽きると思うんですよ。その意味では、提言書には書いたんですけども、原子力災害対策はある意味で絶対に矛盾があって、理想的にすべての人を逃がすような対策は立てられないと。だけど、できるだけ災害を減らす減災の観点から望むということ、最初に正直に書くという、それがないと、あちこちの行政がそういうふうに出さざるを得ないという気持ちはよく分かるんだけども、何か予定調和的に全部が安全ですみたいな書き方になってしまうのが多いけども、特に要援護者とかも含めて理想的に全部やれるのかということ、少なくとも行政で全部保証はできないという、だからみなさんがそれぞれ普段からどうするのかを考えてくださいということを強調していかないと成り立たないし、しかも成り立ったものも、災害がどこまで行くかによっては、それでもなおかつ多くの人被曝してしまうかも知れないという、そういうものですよ。でもただし本当は南海トラフだって全部同じだと思うんです。どんなに構えていても、津波が大きければそれでも逃げられない人がいるという。災害対策というのは本当はそういうもので、そこをちゃんと書かないと、こういう計画があるから皆さん安全ですよと書くと、逆に嘘になってしまっ。みんなが必死になって逃げる体制を作らないとしょうがないんだという。</p>
委員長	<p>はい、だいぶ時間も経過しておりますので、そういうことも含めて、このガイドブックを作っていきたいと。そういう部分になると、市民の方の協力が無いと無理なので、それをどこまで書きこめるのか、自治会や民生委員についても、当事者が無理だと言われることもあると思われるので。市</p>

	<p>民目線に立って、どの程度書きこめるのか、ある程度住民の方にお任せするしかない部分もあると思うので、そういうことも含めて、一度 D 委員さんを中心に十分煮詰めてもらったら、それを全体会にフィードバックして詰めていくということで、今後進めていくという形でよろしいでしょうか。したがって、あくまでこれは作ってますけども、本当のたたき台なので、白紙状態というふうに思ってもらってもいいと思いますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。</p>
D 委員	<p>応急対策の部会だけということよりも、やっぱりちょっと最近人数が減ってきてますし、このガイドブックの件に関しては、むしろ他の委員さんにも一緒にディスカッションに加わっていただける方がありがたいかなと思うんですけども。</p>
A 委員	<p>さっき B 委員がおっしゃったようなことに関しては、それこそ D さんと F さんと僕とで集まって、次にどういう形でやるのかというアウトラインを出して次の会に提出していくということで。</p>
委員長	<p>よろしくお願いします。</p>
H 委員	<p>この災害対応ガイドブック、これを充実するといいますかね、今いろんな指摘があったようなことを含めて、さらに市の中の各担当部署で、例えば水であれば環境のほうとか、農地であれば農業委員会とか、農地の除染をどうするのか、山の除染どうするのか、そのあたりをまだ何も検討してないわけですけども、そういうことがどれだけできるのかということですね。そういうことを含めてこれはできる、これはできないということを明らかにして、できないことがあまりにも多いのに、天災は避けられませんが、原子力災害は人災の側面が非常に強いですから、そういうことに対して市としても発言していただくということが、これからは重要になると思うんです。市長さんとしては国に対してあるいは事業者に対して申し入れされたり、それから市議会としても、今何ができているかといったら、安定ヨウ素剤配布の予算を通すということをしていただいたんですけども、こういうガイドブックに対しても市民の代表としてこうするべきであるとか、市議会として発言していただくということも必要だと思うし。それから今いろんな方がおっしゃっているように、教育委員会などが、具体的に学校教育の中で原子力災害というものを各学年においてどう踏まえて、子どもたちが自ら放射能というものをあるいは内部被ばくといったものについてもきちっと学習して、日常的に科学的な認識をもって原子力災害を防ごうと、それがなかったらテレビの情報によってどこにも逃げる必要がないというふうなことにもなりかねないですね。福島であれば 5 年経った今でも帰れるような状態ではないし、一時的に避難してすぐに帰れるという</p>

	<p>ような甘いものではないということですね。そういった、放射能という人間の能力を超えるような大きな被害をもたらすというところを、子どもの段階から認識するという、長期的な防災知識といいますか、科学的な知識を持っておくというようなということが長期の戦略、もう一つ、熊本で最近地震があって、その影響で川内原発で事故があった場合どう避難するかというようなことも含めて、具体的な事実を含めたガイドブックにしていくと。3年前から我々はいろんなことを学びましたし、新しい事態も起きてますし、大津地裁の仮処分ですね、あれも決定ができました。そういうことも踏まえて、我々の生存権ということを踏まえて決定を出されておりますが、篠山市民の生存権をどうやって守っていくのかというようなことを我々もじっくり考えていく面と、それから当面の緊急の問題と、両方合わせてやっていかないといけないので、なかなか大変だと思うんですけども、これをさらに充実させていく意味で、検討委員会の事前対策部会でも細かい詰めが必要だし、それから市の各部局においても検討していただいて、主体的に提言をしていただくと必要だと思うんですね。</p>
委員長	<p>今 H 委員がおっしゃったことは、それを全部盛り込もうとするとこのガイドブックが遅れてしまう可能性があるんで、どの程度を盛り込んで、どれを今後の課題として検討するのも含めて、ご意見をいただければと思います。</p>
F 委員	<p>H さんが言われたことで重要なのは、<u>市の各部局でも検討していただくということです。</u>今は市民安全課が尽力してくださったおかげで安定ヨウ素剤の事前配布ができたと思うんです。市民生活部があまりにも多くを負っている部分があって、学校なんかで指導を行おうと思えば、やはり学校教育課が協力していただく必要があるし、丹南健康福祉センターに動いてもらおうと思えば、やはり健康課が関わってきますし。今いろんな役割を一手に担っておられるんですけど、良い意味で他の部署にも担っていただく必要があると思うんです。そうでないと石田さんのおっしゃっていることはなかなか難しい面があって、今健康福祉センターが動けないというのもやはり健康課の関係だと思うんです。</p>
委員長	<p>それについては、庁内会議というのがちゃんとあって、市役所の中でも打ち合わせをすることになっているんですが、現状ではむしろ事務局から動きがとれていないということがあって、健康課とか学校は一緒に検討しないといけない部分があるんですけど、内部でその動きが取れていない、調整がうまく図れていないというところがあるので。もともと庁内検討委員会というのがなるんですが、あまり機能できていないということです。</p>
A 委員	<p>ヨウ素剤で手一杯でしたからね。</p>

F 委員	ですから、良い意味でまた役割を与えてもらったらなと思います。
委員長	ということで、今日はこの辺りで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

4. 閉 会

副委員長	はい。本日は久しぶりの集合で、それぞれ素晴らしいご意見等頂戴いたしまして、事務局のほうについても、ヨウ素剤の件で大変お忙しい中だと思えますけども、まだまだ課題は山積しておるという認識を十分お持ちいただいて、さらにご努力いただきますようお願い申し上げたいと思います。委員のみなさん、長時間ご苦労様でした。我々もガイドブックの作成という大きな課題を与えられましたので、これからも共に努力してまいりたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもご苦労様でした。
------	--